

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

法科大学院名称	認証評価申請年度	認証評価時の認定
明治大学法科大学院	2018 年度	適合

法科大学院基準		付記事項	
大項目	評価の視点	<変更前>	<変更後>
教育内容・方法・成果	2-2 学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。また、それらが法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっているか（「連携法」第2条、「専門職」第6条）。	法律基本科目群 124 科目、法律実務基礎科目 15 科目、基礎法学・隣接科目 12 科目及び展開・先端科目 77 科目を設置していた。	2021 年度は、法律基本科目群 93 科目、法律実務基礎科目 13 科目、基礎法学・隣接科目 10 科目及び展開・先端科目 42 科目を設置している。
	2-16 課程修了の要件については、在学期間及び修了の認定に必要な単位数が法令上の基準（原則として 3 年、93 単位以上）を遵守し、かつ、履修上の負担が過重にならないように配慮して設定されているか（「専門職」第 23 条）。	課程修了に必要な単位数 103 単位のうち、必修単位数は 64 単位、選択必修科目については、展開・先端科目群から 12 単位以上の修得が必要となっていた。	2021 年度は、課程修了に必要な単位数 103 単位のうち、必修単位数は 66 単位、選択必修科目については、展開・先端科目群から 12 単位以上の修得が必要であるが、その内訳として、司法試験選択科目に係る 4 単位以上を含むことを追加している。
	2-20 法学既修者の課程修了要件については、在学期間の短縮及び修得したものとみなす単位数が法令上の基準に基づいて適切に設定されているか（「専門職」第 25 条）。	法学既修者については、1 年次に配置されている法律基本科目群の必修科目である「憲法（統治）」「憲法（人権）」「民法（総則・契約）」「民法（財産法）」「民法（損害賠償法）」「民法（債権総論）」「家族法」「刑法Ⅰ」「刑法Ⅱ」の合計 22 単位が一括免除されていた。	法学既修者については、1 年次に配置されている法律基本科目群の必修科目である「憲法（統治）」「憲法（人権）」「民法（総則・契約）」「民法（財産法）」「民法（損害賠償法）」「民法（債権総論）」「家族法」「刑法Ⅰ」「刑法Ⅱ」の合計 24 単位が一括免除される。

	2-42 司法試験の合格状況並びに標準修業年限修了者及び修了率等に関する情報を適切に把握・分析し、法科大学院の教育内容・方法の恒常的な改善を図るために活用しているか。かつ、それが理念・目的及び教育目標の達成に結びついているか。	2013～2017年の司法試験合格率は15.6%であり、全国平均の2分の1以上は確保されていた。	2021年の司法試験合格率は21.6%であり、全国平均の2分の1以上は確保されている。
教員・教員組織	3-1 専任教員数が、法令上の基準を遵守しているか。また、法令上必要とされる専任教員は、1専攻に限り専任教員として取り扱われているか（「専門職」第5条第2項、「告示第53号」第1条第1項、第5項）。	2018年5月1日時点における専任教員数は29名（みなし専任教員2名を含む）であった。	2021年5月1日時点における専任教員数は23名（みなし専任教員2名を含む）である。
	3-2 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか（「告示第53号」第1条第6項）。	2018年5月1日時点においては、専任教員の全員が教授であった。	2021年5月1日時点においては、専任教員23名のうち22名が教授である。
	3-5 法律基本科目の各科目について、専任教員が適切に配置されているか。	2018年5月1日時点においては、公法系5名（憲法3名、行政法2名）、民事系11名（民法5名、商法2名、民事訴訟法4名）及び刑事系8名（刑法3名、刑事訴訟法5名）の専任教員が配置されていた。	2021年5月1日時点においては、公法系4名（憲法2名、行政法2名）、民事系8名（民法3名、商法2名、民事訴訟法3名）及び刑事系7名（刑法2名、刑事訴訟法5名）の専任教員が配置されている。
	3-6 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか。	認証評価時においては、法律基本科目99.5%、基礎法学・隣接科目25.0%及び展開・先端科目70.3%を専任教員が担当していた。	2021年度においては、法律基本科目96.1%、基礎法学・隣接科目14.3%及び展開・先端科目44.9%を専任教員が担当している。
学生の受け入れ	4-2 学生の受け入れ方針に基づき、入学者の適性を適	認証評価時においては、入学者の選抜方法は、未修者コース選抜（法科大学院を	2021年度に実施した2022年度入学者向けの入試では、法曹養成連携協定に基

	<p>確かかつ客観的に評価するための選抜方法及び選抜手続を設定し、事前に広く社会に公表しているか（「専門職」第20条）。</p>	<p>3年間で修了するコース）と既修者選抜（法科大学院を2年間で修了するコース）の二つの柱からなっていた。これらの選抜方法及び選抜手続は、法科大学院ハンドブック及び入試要項、ホームページで公表されていた。</p>	<p>づき、新たに5年一貫型特別選抜入学試験を実施している。当該入学試験については、入試要項をホームページに掲載して公表している。</p>
	<p>4-9 入学者選抜における競争性の確保に配慮し、質の高い入学者の確保に努めているか。</p>	<p>直近3年間の実質競争倍率が2倍を大きく下回っていた。</p>	<p>2021年度に実施した入学者選抜においては、2.02倍であり、実質競争倍率2倍以上を確保している。</p>
	<p>4-13 法科大学院の教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数は適切に管理されているか（「大学院」第10条）。</p>	<p>入学定員に対する入学者数比率は、経年的に過度（50%以上）の不足が生じており、収容定員に対する在籍学生数比率についても不足していた。</p>	<p>2021年度においては、入学定員に対する入学者数比率は105.0%、収容定員に対する在籍学生数比率は120.0%となっている。</p>